

北九州市告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年1月11日

北九州市長 北橋健治

1 都市計画の種類

防火地域及び準防火地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
八幡西区	北鷹見町、東筑一丁目、東筑二丁目、堀川町及び南鷹見町の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課